



地域の力で防ぐ高齢者虐待 あなたの電話が高齢者の生命、財産を守ります

町地域包括支援センター ☎ 34・2104
長寿介護課 ☎ 34・2052

近年、高齢者が家族などの身近な介護者から暴力を受ける「高齢者虐待」が社会問題となっています。

厚生労働省が平成26年度に行った調査では、高齢者が家族などから虐待を受けたと判断された事例が1万6156件のぼつています。表面化していないものを含めば、さらに多くの高齢者が虐待の被害に遭っていると考えられます。地域みんなで虐待を防いでいきましょう。

高齢者虐待ってなに？

高齢者虐待とは、家庭の同居人(配偶者、子ども、親族など)や高齢者福祉施設などで働いている職員が、高齢者を人として尊厳を保てない状態に陥らせることです。高齢者虐待防止法では下表のとおり、虐待は5種類に分けられています。家庭内で起こる最も多い虐待は、身体的虐待で66・9%を占めています。

なぜ虐待が起こるの？

高齢者虐待の理由としては、介護によって生じたストレスの発散などが挙げられます。介護者が虐待していることを自覚していないことも少

家庭内での高齢者虐待の種類と構成割合 (複数回答)

身体的虐待 66.9%	なぐる、けるなどの暴力行為によって体にあざや痛みを与える行為。また、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為のこと。
心理的虐待 42.1%	言動や威圧的な態度でおどしたり、侮辱したり、無視、嫌がらせなどによって精神的な苦痛を与えること。
介護放棄 22.1%	介護や生活の世話を行っている家族が水分や食事の提供や入浴などの世話を放棄または放任。高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させること。
経済的虐待 20.9%	財産やお金を本人の合意なしに使用すること。また、日常生活で必要なお金を渡さないこと。
性的虐待 0.5%	本人のいやがる性的な行為やその強要を行うこと。

※被虐待高齢者の総数 16,156 人において、被虐待者ごとの虐待種別を複数回答形式で集計

誰にでも起こり得る高齢者虐待を

地域での温かい見守りや、声掛けのネットワークを！

- 介護をしていると、地域から孤立している場合が多く見られます。地域に介護の大変さを分かってくれる人や、相談できる関係があることで気持ちが悪くなります。
- 町地域包括支援センター ☎ 34・2104
- 長寿介護課 ☎ 34・2052
- 近所づきあいがいい
- 高齢者虐待相談窓口
- 経済的に困窮している
- 認知症の高齢者を介護している
- 介護者に疾病や障がいがある

防ぎ、誰もが安心して暮らせるまちをつくりましょう。
こんな時は、相談・通報を

次のような状況では、介護者に精神的・身体的な負担がかかりやすくなります。「悩みごとがある」「ちよつとでもおかしいと思ったことがある」「そんなときは、まず相談・通報を。」

マイナンバーカードの交付・申請ができます

マイナンバーカード 受付時間の延長・休日開庁

住民保険課戸籍住民相談係 ☎ 34-2087

通知カードの受け取り、マイナンバーカード(個人番号カード)の交付・申請のため、受付時間の延長と休日開庁を実施します。

※上記以外の業務は行っていませんので、ご了承ください。

受付時間の延長

3月8日(水)・22日(水) 午後7時まで

(マイナンバーカード交付の受付は午後6時30分まで)

休日開庁

3月12日(日) 午前10時～午後4時

※受け取り方法など詳しくは、マイナンバーカードの交付準備が整い次第送付している交付通知書(ハガキ)または町ホームページをご覧ください。



救急医療情報キットの使い方

キットの中に「救急情報シート（1枚）」と「ステッカー（2枚）」が入っていることを確認し、次の通り保管してください。

（注）不備があれば、長寿介護課高齢福祉係へ連絡を。



「救急情報シート」に必要事項を記入する。

（注）シートは定期的に新しい情報に修正してください。情報が古いと救急時、役に立ちません。



シートに記入し、「保険証の写し」「本人の顔が分かる写真」「薬剤情報提供書の写しやお薬手帳の写し」「診察券の写し」などを添えて、キットの中に入れる。



ステッカーを「玄関のドアの内側」と「冷蔵庫の扉」に貼る。

（注）引き戸の場合は玄関の内側上部に貼りましょう。



キットを冷蔵庫の中に入れて保管する。

（注）駆け付けた救急隊員が探し出すために最適な場所が冷蔵庫。ほとんどの家で冷蔵庫は台所にあるので、キットの場所が分かります。

町では、高齢者や障がいのある人の安全・安心の確保のために、救急医療情報キットを無料配布しています。

このキットは、かかりつけ医や持病などの医療情報、緊急連絡先、健康保険証の写し、本人確認用顔写真などの情報を専用の容器に入れ自宅の冷蔵庫に保管し、緊急時に備えるものです。

緊急搬送が必要になった場合、駆け付けた救急隊員は、容器内の情報を確認することで迅速な措置を行うことができ、家族などにもいち早く連絡することができます。

配布の対象

- 一人暮らしで65歳以上の人
- 65歳以上の高齢者のみの世帯の人
- 災害時要援護者名簿に登録している人

配付の申請

● 身体に障がいのある人
● 日中一人暮らしの人や健康上不安を感じている人など

長寿介護課窓口にある申請書に必要事項を記入し申請してください。簡単な審査のうえ、キットをお渡しします。

高齢者や障がいのある人のために
「救急医療情報キット」を無料配布しています

長寿介護課高齢福祉係 ☎ 34・2103



マイナンバーカードの申請をお願いします

4月からコンビニ交付サービスが始まります

住民保険課戸籍住民相談係 ☎ 34-2087

マイナンバーカード（個人番号カード）を利用して、全国の指定コンビニエンスストアで住民票や印鑑登録証明書が取得できるコンビニ交付サービスを4月からの運用を目指し、現在準備を進めています。



サービス導入後は、土・日曜日、祝日を含む午前6時30分から午後11時まで（12月29日～1月3日を除く）証明書が取得でき、大変便利になりますので、これを機会にマイナンバーカードの申請をお願いします。

なお、コンビニ交付サービスをご利用いただくには、利用者証明用電子証明書を登録する必要があります。（マイナンバーカードの申請や利用者証明用電子証明書について詳しくは、通知カードに同封の説明書をご覧ください）